

春の火災予防運動

期間：4月20日(月)～4月30日(木)

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- ・寝たばこは絶対やめましょう。
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。
- ・コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜きましょう。



6つの対策

- ・ストーブやガスこんろは安全装置の付いた機器を使用しましょう。
- ・住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換しましょう。
- ・部屋を整理整頓し、寝具やカーテンは防災品を使用しましょう。
- ・消火器を設置し、使い方を確認しましょう。
- ・お年寄りや身体の不自由な場合は、避難経路や方法を確保し備えましょう。
- ・防火防災訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみで防火対策を行いましょう。

▶火災予防期間中、事業所や各種団体及び自治会等において、消火訓練や避難訓練、防火映画の上映など予定がありましたら下記にお問い合わせください。

●問い合わせ／日高東部消防組合様似支署 (TEL 36-2028)

林野火災注意報・警報について

山火事を 起こすも防ぐも 私たち

今年から、3月1日から6月30日までの間、気象の状況等に応じて「林野火災注意報」および「林野火災警報」が発令となります。

林野火災の出火原因は、大半が人為的要因であることから、大部分はみなさん一人ひとりの注意で防ぐことができます。人命や財産を火災から守るためにも、火気の取扱いには十分気をつけましょう。

林野火災注意報・警報発令中の火の使用制限について

注意報・警報は各町ごとに発令され、町内全域で以下の行為が禁止となります。

- 1 山林、原野等において火入れをすること
- 2 煙火(花火など)を消費すること
- 3 屋外において火遊び、たき火をすること
- 4 屋外において引火性または爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙すること
- 5 山林、原野等において火災が発生するおそれが大である区域において喫煙をすること



注意報・警報の発令状況はインターネットで確認できます↓



●問い合わせ／日高東部消防組合様似支署 予防係 (TEL 36-2028)

有毒植物による食中毒に注意しましょう!

- ▼食べられるかどうかの判断がつかない「山菜は採らない・食べない・人にあげない」ようにしましょう。
- ▼有毒植物は、山菜と混ざって生えることがあります。混ぜて採らないように注意し、料理をする前に有毒植物が混ざっていないかも一度確かめましょう。
- ▼食べて異常を感じたときは、速やかに医師の診断を受け、人にあげた場合はそちらにも声をかけましょう。また、食べ残しは捨てないでおきましょう。
- ▼保健所で「毒草ハンドブック」を無料配布しています。ご自由にお持ちください。
- ※令和7年は道内で4件の有毒植物による食中毒が起きています。

働きたいかたのための出張相談

- お問い合わせ／浦河保健所生活衛生課 (TEL 0146-22-3071)
- とまこまい若者サポートステーションは、「働きたい」を応援する無料出張相談を開催します。
- 対象：15歳から49歳のかた・ご家族 ■場所：ハローワーク浦河 ■内容：就労相談・就労体験ほか ■日時：4月28日(火) 10時～11時30分(先着順・予約可)
- お問い合わせ／とまこまい若者サポートステーション (TEL 0144-84-8670)

国民年金保険料の育児免除制度が始まります

令和8年10月から、自営業やフリーランスのかたなどが加入する国民年金において、育児期間中の保険料が免除される制度が新たに始まります。

【制度について】

- 対象者：実子や養子を育てている国民年金第1号被保険者の父母・養父母。
- 免除額：月額17,920円(令和8年度の保険料額)
- 期間：お子さまが1歳になる誕生日の前月まで。
- この免除期間は、将来の年金額を計算する際、保険料を「全額納付」したものとして反映されます。
- 【申請方法】スマホのマイナポータルからの電子申請が便利です。24時間手続き可能で、原則として書類の添付も不要です。また、役場の窓口や郵送でも手続きいただけます。
- 問い合わせ／税務町民課国民年金係 (TEL 36-2112)

山菜採りの季節です

2024年、浦河町内で山菜採りをしていた男性がヒグマに襲われケガをしています！ヒグマ対策、遭難対策を万全にしましょう。

- 出かける前に行き先や帰宅時間を家族に伝えておく。
- 熊よけ鈴、ラジオや増えなど音が出るものを持ち歩く。
- もしもの時のために携帯電話を持ち歩く。
- 遭難に備えて赤や白色の目立つ服装を着用する。
- クマの痕跡(足跡、ふん、獣臭さ)があればすぐに引き返す。
- クマの出没情報をこまめに確認する。

「ほくとくん防犯メール」、アプリ「ほくとポリス」でヒグマほか防犯情報配信中っ!



●問い合わせ／浦河警察署 (TEL 0146-22-0110)

自動車免許更新時講習日程(4月・5月)

会場	区分	4月	5月
様似町中央公民館	優良	22日(水)	13日(水)
	一般		13日(水)
	違反	22日(水)	
基幹集落センター(浦河町)	優良	8日(水)	7日(水)
	違反	8日(水)	7日(水)
	初回	8日(水)	7日(水)
浦河自動車学校	一般	27日(月)	27日(水)
	優良	16日(木)	21日(木)
えりも町福祉センター	一般	16日(木)	
	違反		21日(木)
	初回		21日(木)

《講習時間》

- 優良…午後1時～午後1時30分【30分間】
- 一般…午後2時～午後3時【1時間】
- 違反…午後2時～午後4時【2時間】
- 初回…午後2時～午後4時【2時間】

※事前に警察署で手続きをしないと講習を受けられません

自衛官募集




札幌地本アイドルモコ

自衛隊札幌地方協力本部 静内分駐所
(TEL)0146-44-2855

人権・行政合同相談

【日時】 4/15 (水)
13:00 ~ 15:00
【場所】 役場1階 町民相談室

ひだか弁護士相談センター

◆様似相談所開設日程
【日時】 4/14 (火)・5/12 (火)
13:30 ~ 16:00
【場所】 役場1階 小会議室

相談は無料。電話予約が必要です。
(TEL 0146-42-8373 平日 10:00 ~ 16:00)
申し込みされたかたは、相談時間までに役場1階町民相談室へお越しください。

◆近隣の相談所開設日程

○えりも相談所 (13:30 ~ 16:00)
【日程】 4/21・5/19
【場所】 えりも町役場

○浦河相談所 (13:30 ~ 16:00)
【日程】 4/7・5/12
【場所】 浦河町役場

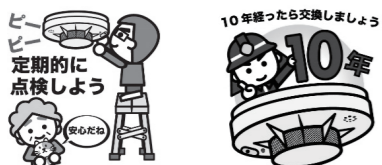
○静内相談所 (13:00 ~ 15:00)
【日程】

4月 6・8・13・15・20・22・27
5月 11・13・18・20・25・27

【場所】 新ひだか町静内吉野町2丁目
ひだか弁護士相談センター

●申し込み・問い合わせ/
札幌弁護士会ひだか弁護士相談センター

(TEL 0146-42-8373 平日 10:00 ~ 16:00)



▶住宅用火災警報器は電池切れの際に、音声や音で知らせてくれます。多くは設置から10年を経過しているため、消防署では機器の老朽化による感知不良を防ぐためにも本体の交換を推奨しています。



定木 SC 連載コラム

ヴィンテージは 一夜にしてならず⑤

昨年6月からこの事業を受け、多くのかたに会うことができました。

自治会役員、民生委員、ボランティア団体や熱心にゴミを拾う中学生、果ては隣町の社会福祉協議会職員。そして私の高齢者観を変えてくれた元気なかたたち。

みなさんに共通しているのは「地域のために“自分にできること”があるのなら！」という心意気。この様似の財産であるかたがたと知り合えたことが私の財産です。今年度は昨年度の経験を糧に、地域の支え合いの仕組みづくりに向けて、ギアを1段上げねば！

●地域支え合い推進員(様似町生活支援コーディネーター) 定木 基
(TEL 080-3266-8782)

様似町史を読んで クイズに挑戦しよう！終



3月号の回答

正解は「昭和12年」でした。JR日高本線は町内に鶴苫駅、西様似駅、様似駅の3駅が設けられ町民の足として活用されてきました。しかし、平成27~28年の高波や台風等で線路等が被災し線路復旧が困難に。関係機関と協議の末、令和3年4月1日をもって廃線となりました。廃線についての詳しい経緯は町史780ページから掲載していますので、ぜひご覧ください。



「様似町史を読んでクイズに挑戦しよう！」のコーナーは今月で終了となります。もっと詳しく知りたい！というかたはぜひ様似町史第二巻を手にとってみてください。役場2階企画調整課窓口で販売(税込5,000円)しているほか、図書館でも閲覧できます。

介護情報基盤について

介護情報基盤とは

介護に関する情報やサービス内容を集約・電子化し、利用者本人の同意のもと、利用者本人・市町村・介護事業所・医療機関といった、介護に関わるかたがたで共有できる仕組みです。介護情報基盤に集約された情報を電子化し共有できるようになると、業務効率化が図れるほか、介護に携わる関係者間の連携強化、介護に関する手続きをオンラインで確認できるようになります。

様似町における介護情報基盤への情報連携については、令和9年8月中の開始を予定しております。詳細は介護情報基盤ポータルサイト、厚生労働省のホームページをご確認ください。

やさしいデジタル、
介護を支える、
ひとつにつなげる。



3つのメリット



事務作業の効率化



紙での手間や負担がかかる作業が減り、より素早く、容易に仕事を行えます。



情報をひとつに集約



介護保険資格・認定情報、主治医意見書、ケアプランなどの情報をサービス間で共有できます。



手続きをリアルタイムで



介護に関する申請・提出・受診・確認などの作業を、郵送や電話を介さず、オンラインで完了できます。

様似郵便局でマイナンバーカードの 電子証明関連事務の手続きができます

■取扱郵便局・受付時間

様似郵便局(住所: 様似町錦町6番地の6) 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

■郵便局の窓口で手続きできるもの

①電子証明の発行・更新

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書は、カード発行日から5回目の誕生日を有効期限として、更新手続きが必要となります。更新手続きは有効期限の3か月前から可能です。更新の対象となるかたには事前に国から水色の封筒で「有効期限通知書」が送付されますので、ご確認ください。

②暗証番号の初期化(設定している暗証番号がわからなくなった場合)

- 署名用電子証明書暗証番号(6~16桁の英数字)
- 利用者証明用電子証明書暗証番号、住民基本台帳用暗証番号、券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)

■手続きできるかた

様似町に住民票があるかた

■手続きに必要なもの

本人のマイナンバーカード(電子証明書の手続きには暗証番号の入力も必要になります)

○本人と一緒に法定代理人が同行する場合には以下の書類も必要となります

- ・法定代理人の顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・代理権を称する書類

※同一世帯の親権者は不要です(戸籍謄本、登記事項証明書等)



●郵便局では本人申請のみの手続きができます(15歳未満のかたと成年被後見人のかたは本人と一緒に法定代理人や親権者の同行が必要です)
●任意代理人による手続きは郵便局ではできませんので、税務町民課戸籍係の窓口までお越しください

●問い合わせ/税務町民課 戸籍係 (TEL 36-2112)

